

## インボイス制度(適格請求書等保存方式)ってナニ?



インボイス制度とは正式には「適格請求書等保存方式」と言い、売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「消費税額等」の記載が追加されたものです。

言いかえると、売り手が買い手に「適用税率や消費税額等を正確に伝えられない」と「仕入税額控除が行えない」ことになるため、インボイス制度への理解と準備を早めに行っていく必要があります。

## インボイス制度導入までのスケジュール



以下のスケジュールに沿って、**令和5年10月1日** から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が導入され、適格請求書発行事業者(登録事業者)のみがインボイス(適格請求書)を交付・発行することができます。



## 適格請求書発行事業者(登録事業者)になるには?

登録事業者になろうとする事業者の方は「**適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)**」を税務署に提出する必要があります。同申請書の提出は令和3年10月1日から提出が可能です。提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

## 令和4年度雇用保険料率のご案内

今年度は年度途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

### 令和4年度の雇用保険料率

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)			②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
		3年度	4年度	5年度				
一般の事業		3/1,000	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000	
(3年度)		3/1,000	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000	
農林水産・清酒製造の事業		4/1,000	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000	
(3年度)		4/1,000	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000	
建設の事業		4/1,000	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000	
(3年度)		4/1,000	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000	

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)			②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
		4年度	5年度	6年度				
一般の事業		5/1,000	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000	
農林水産・清酒製造の事業		6/1,000	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
建設の事業		6/1,000	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000	

# 小規模事業者持続化補助金

こんな悩み事は  
ありませんか？

お客さんが減って、  
売上も減少してきている…

新商品を開発し、新たな地域のお客さんに来てほしい！



自社のホームページを作りたいけど  
お金がかかりそう…  
ネット販売も興味があるけど出来るかな？

主力商品以外にも、  
売上を伸ばしていきたい！



小規模事業者等が地域の商工会の支援を受けながら取り組む「**新たな需要の開拓**」や「**生産性向上**」に必要な**費用の一部が補助**されます。

## 補助対象経費

- ①機械装置等費/②広報費/③ウェブサイト関連費/④展示会等出展費/⑤旅費/⑥開発費/  
⑦資料購入費/⑧雑役務費/⑨借料/⑩設備処分費/⑪委託・外注費

類型		補助率	補助上限	追加申請要件
通常枠		2/3	50万円	
成長・分配強化枠	賃金 引上げ枠	2/3 ※赤字事業者は3/4	200万円	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者。また、業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。
	卒業枠			常時使用する従業員を増やし、補助事業実施期間中に小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者。
新陳代謝枠	創業枠	2/3		産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」による支援を、過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者。
インボイス枠			100万円	2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者。

●第9回受付締切:2022年9月中旬頃

# 国等の支援施策紹介

今年度も、様々な支援施策・補助事業が行われる予定です。事業計画とうまく組み合わせて活用すれば、効果的な経営力向上に繋げることが出来ます！ID取得や補助要件・対象経費等チェック項目が多岐に渡るため、事前の相談・確認が必ず必要です！

## 事業再構築補助金



国の指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む方が対象です。①コロナ禍で売上高が減っていること②商工会等と事業計画を作成すること③G BizIDを取得すること、などの必須条件があります。

【一般型】の場合

補助額 100万円～8,000万円

※従業員規模で上限が変わります。

補助率 2/3(中堅企業は1/2)

※一般型の他に「回復・再生応援枠」「最低賃金枠」等があり、補助額・補助率が変わります。

類型	内容
①新分野展開	主たる業種または主たる事業を変更することなく、新たな製品の製造または新たな商品・サービスの提供を行い、新たな市場に進出すること。
②事業転換	主たる業種を変更することなく、新たな製品の製造または新たな商品・サービスの提供を行い、主たる事業を変更すること。
③業種転換	主たる業種を変更し、新たな製品の製造または新たな商品・サービスの提供を行うこと。
④業態転換	製品の製造方法、商品・サービスの提供方法を相当程度変更すること。
⑤事業再編	会社法上の組織再編(合併、事業譲渡等)を補助事業開始後に行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換のいずれかを行うこと。

## 補助対象経費

- ①建物費/②機械装置・システム構築費(リース料を含む)/③技術導入費/④専門家経費/  
⑤運搬費/⑥クラウドサービス利用費/⑦外注費/⑧知的財産権等関連経費/⑨広告宣伝・販売促進費/⑩研修費



## ものづくり補助金 公募中

ものづくりやサービスの  
新事業を創出するために、  
革新的な設備投資やサービス  
の開発、試作品の開発など  
をサポートします。

たとえば、こんな時に



新事業に  
チャレンジしたい



生産ラインを  
増強したい



サービスの質を  
高めたい

類型	概要	補助率	補助上限
一般型	通常枠	2/3 ※赤字事業者は3/4	100～1,250万円 ※従業員規模で上限額が変わります
	回復型賃上げ・雇用拡大枠	2/3	100～1,250万円 ※従業員規模で上限額が変わります
	デジタル枠	2/3	100～1,250万円 ※従業員規模で上限額が変わります
	グリーン枠	2/3	100～2,000万円 ※従業員規模で上限額が変わります
グローバル展開型	海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援(①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの)	2/3 ※赤字事業者は3/4	100～3,000万円

### 補助対象経費

①機械装置・システム構築費／②技術導入費／③専門家経費／④運搬費／⑤クラウドサービス利用費／⑥原材料費／⑦外注費／⑧知的財産権等関連費用／⑨海外旅費【グローバル展開のみ】

### ●第11次申請締切:2022年8月18日(木)17時(電子申請のみ)

※申請にあたっては、事前にGビズIDプライムアカウントの取得が必要となります。  
取得には時間がかかります。早急にご利用登録を行ってください。



## 業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します

コース区分	引上げ額	引上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

その他にも、補正予算や臨時予算による様々な補助事業が公募になります。何か新事業をお考えの際はぜひ商工会にご一報ください！ほとんどの補助金申請で事業計画が『必須』となっています。申請のお悩み解決します！

